

平成12年（ネ）第514号

控 訴 人 社会保険診療報酬支払基金
被 控 訴 人 外 川 正

2001年2月26日

右被控訴人訴訟代理人
弁 護 士 佐 々 木 良 博

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

答 弁 書

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第2 控訴理由に対する答弁

- 1 控訴理由書「第1 本件事案の概要等」について
 - (1) 1（「事案の概要」）は認める。
 - (2) 2（「本件の争点」）は争う。

本件の争点は、本件被覆冠が「歯周治療用装置」に関して「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）」（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号。以下「算定告示」という）並びに「新診療報酬点数表の制定（昭和三三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号。以下「二五号通知」という）の定める3つの要件、即ち、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること（即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれるものでないこと）、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること、の3要件を満たしているか否かである。

- 2 控訴理由書「第2 証拠により認定できる事実」について

(1) 1（「被控訴人の患者2名に対する診療経過」）については、概ね認める。

但し、控訴理由書別紙1及び2は極めて不正確である。即ち、別紙1についても、別紙2についても、被控訴人が実施した歯槽膿漏、歯周治療の処置の記載が悉く記載されていない。

別紙1については、平成5年11月6日に実施されている「歯冠研磨」及び「歯科衛生士の実地指導」の記載がなく、11月13日に実施されている「歯周疾患指導管理」及び「歯冠研磨」の記載並びに同月20日22日、29日、12月4日に

実施されている「歯周初期治療・除石」の記載がない。また、同年12月8日に実施されている「歯周初期治療・除石」及び「歯周疾患指導管理」、16日の「歯周初期治療・除石」、平成6年3月5日の「歯周疾患指導管理」、4月6日の「歯周疾患指導管理」6月7日の「再P除石」、の記載がない。さらに、平成5年12月29日以降平成6年6月7日までの間、毎回実施されていた歯槽膿漏の処置（カルテには「P処JG」と記載されている）の記載がない。さらに、平成7年4月17日に実施されている「再評価検査」及び「歯科衛生士の実地指導」の記載がなく、同年4月18日から6月23日までの間、毎回実施されていた歯槽膿漏の処置（カルテには「P処JG」と記載されている）の記載がない。

別紙2についても、平成6年12月7日に実施されている「歯冠研磨」及び「歯科衛生士の実地指導」の記載が、同月12月12日に実施されている「歯周疾患指導管理」及び「歯冠研磨」の記載がない。また、同年12月19日、22日、24日、26日、平成7年1月5日に実施されている「歯周初期治療・除石」の記載がない。また、同年1月19日以降同年7月28日までの間、毎回実施されていた歯槽膿漏の処置（カルテには「P処JG」と記載されている）の記載がない。

（2） 2（「算定告示の趣旨、目的」）及び3（「歯周治療用装置の点数算定要件の解釈」）については、争う。

2 控訴理由書「第3 本件各被覆冠の歯周治療用装置非該当性と原判旨の誤り」及び「第4 結語」については、いずれも争う。

第3 控訴理由書に対する反論

一 「算定告示の趣旨、目的」における控訴人の主張について

1 控訴人は、歯周治療用装置について保険点数が認められ、暫間被覆冠については保険点数が認められていない趣旨について、まず歯周治療用装置について保険点数が認められたのは「わが国においては歯周疾患に対する効果的な治療を奨励し、推進するための施策をとる必要があったことからP・型治療（治療計画書に基づき、適応検査、精密検査を行なった上、歯周初期治療を行ない、再評価検査によりその効果を確認しつつ、長時間かけて計画的、段階的治療を実施するものであり、治療計画書に基づかないP・型治療と区別される）に準拠して定められたものである」とし、「P・型治療においては、治療計画樹立後、適応検査、精密検査の結果、古い冠等の辺縁不適合物があればこれを除去することになるが、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておく、残存歯に悪影響をもたらすだけでなく、かみ合わせが不良となり、前後の歯が傾くなどして、病変により劣化した歯肉に悪影響を及ぼし、咬合性外傷を来すなど歯周疾患を急激に増悪させる危険を生じさせる」ため、「歯周治療の一環として、治療用被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善等を図りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、少なくとも1月以上の長期間をかけて歯肉の改善が図られ」、「再評価検査等により十分な歯肉の改善が得られることが確認された場合、印象採得、欠損補綴といった最終的治療が

行なわれる」のであり、「このように、歯周治療用装置は、政策的に奨励、推進すべき歯周疾患の積極的治療処置の一環として用いられるが故に、そのような積極的治療が終了した時点でとられる歯冠修復、欠損補綴等の点数とは別個に、独立の点数算定が認められている」とする。これにたいして、暫間被覆冠は、「歯周治療用装置のように、歯周疾患の積極的治療の一環として用いられるものではなく、歯周治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行なうまでの短期間」、「既存修復物を除去した歯の審美性保持、感染防止の観点から暫定的に用いられるものであるため、独立の点数算定を認める必要はなく、最終的治療及びその前処置の点数に含めて評価されている」とする。

2 しかし、控訴人の右主張は、以下に述べるとおり失当である。

(1) 控訴人も認めているように、歯周治療用装置と暫間被覆冠とは、外観においても材質においても異なるものではなく、全く同一のものであって、「算定告示」並びに「25号通知」によって保険点数が認められている被覆冠を歯周治療用装置と呼び、保険点数の認められていない被覆冠を暫間被覆冠と呼んでいるにすぎない。

即ち、歯周治療用装置であれ、暫間被覆冠であれ、その機能及びこれらを装着する主たる目的は、被覆冠を装着することによって歯の機能と形態を回復させ、これにより残存歯への悪影響を防止するとともにかみ合わせの不良を是正し、あるいは感染症を防止することにある。また、2次的には、被覆冠の装着により歯の機能を回復することによって歯根膜に刺激を加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態を回復することによって歯肉に対する食物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資することとなる。さらには、審美性を保持するという機能も併せ有している。

これらの点で、両者には何ら異なる点はない(控訴人は、あたかも、両者の目的、機能が異なるものであるかのように主張するが、歯の欠損等が生じた場合に装着され、しかも全く同一の外観、材質を有する被覆冠でありながら、その客観的な機能や目的が異なるとするのは理解できない)。

それにもかかわらず、歯周治療用装置には保険点数が算定され、暫間被覆冠には保険点数が算定されないのは、暫間被覆冠が「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴」に着手後にこれらの処置の一環として装着されるものであり、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われた暫間被覆冠については歯冠修復及び欠損補綴の保険点数によって評価済であることから、かかる被覆冠を装着した場合であってもこれについては独立して保険点数を認めないこととしたものである。そして、この点は、25号通知が「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」としているところからも明らかである。

なお、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴に着手する以前の被覆冠(歯周治療用装置)について、これら被覆冠の装着に関連する他の処置の保険点数に含ませず独立して保険点数を算定することとしたのは、次のような事情に基づくもの

である。即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴に着手する以前の被覆冠（歯周治療用装置）は、従前から、一定の技術が必要なことや、材料費がかかること、保険点数が認められていなかったことから、ほとんど装着されていなかった。しかし、この段階における被覆冠には、前述したように、2次的には被覆冠の装着により歯の機能の回復により歯根膜に刺激を加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態の回復により歯肉に対する食物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資するという効果が期待できる。そのため、特に、この段階での被覆冠の装着を奨励し、推進するため、かかる被覆冠に独立した保険点数を認めることとしたものである。この限りでは、歯周治療用装置に保険点数が算定されることとなったのは「政策的」なものであったとする控訴人の主張は正しいといえる。

以上述べたように、歯周治療用装置も暫間被覆冠も、歯の欠損等が生じた場合に装着され、また外観においても材質においても同一のものであり、その機能においても同一であって、保険点数が算定される被覆冠を歯周治療用装置と呼び、保険点数が算定されない被覆冠を暫間被覆冠と呼んでいるにすぎない（したがって、両者は、保険上の用語に他ならない）。

このように、両者が、歯の欠損等が生じた場合に装着され、また外観や材質等においても同一であることから、両者を区別するための要件、即ち歯周治療用装置として保険点数を認めるための要件が明確に定められることが必要となる。そして、「算定告示」並びに「25号通知」は、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること（即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれるものでないこと）、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること、の3要件を歯周治療用装置として保険点数を算定する要件として定めているのである。したがって、当該被覆冠が歯周治療用装置として保険点数が算定されるか否か、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」として歯冠修復及び欠損補綴物の所定点数に含まれる」ことになるか否かは、当該被覆冠が右3つの要件を満たすものであるか否かによって判断されることとなる。

（2） なお、控訴人の主張には、不正確ないし誤った主張が存在しているので、指摘しておきたい。

イ 第1に、控訴人は、「算定告示は、歯周治療用装置について、最終的治療の着手時にとられる処置（メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成）及び最終的治療装置である歯冠修復、欠損補綴とは別に、独立の点数算定を認め、被覆冠1歯につき50点と定めている」としている（控訴理由書6頁）。

しかし、既述のとおり、「算定告示」並びに「25号通知」は、歯周治療用装置として保険点数を算定する要件として、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間」に行なわれることと定めているのであって、「最終的治療の着手時にとられる処置（メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成）及び最終的治療装置である歯冠修復、欠損補綴を行なうまでの間」とは定めていない。したが

って、あたかも「最終的治療の着手時にとられる処置（メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成）」に着手した以降については歯周治療用装置としての保険点数が認められないが如き控訴人の主張は「算定告示」並びに「25号通知」の規定に反する主張と言わざるをえない。また、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできないこと、並びに暫間被覆冠や歯周治療装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれるものでないことについては、2000年8月11日付原告準備書面15頁以下、同26頁以下において述べているとおりであり、メタルコアの印象採得に着手後においては、歯周治療用装置として独立して点数の算定が認められていないかのごとき控訴人の主張は失当である。

ロ 第2に、控訴人は「わが国においては歯周疾患に対する効果的な治療を奨励し、推進するための施策をとる必要があったことからP・型治療（治療計画書に基づき、適応検査、精密検査を行なった上、歯周初期治療を行ない、再評価検査によりその効果を確認しつつ、長時間かけて計画的、段階的治療を実施するものであり、治療計画書に基づかないP・型治療と区別される）に準拠して定められたものである」（控訴理由書6頁、7頁）とし、「P・型治療においては、治療計画樹立後、適応検査、精密検査の結果、古い冠等の辺縁不適合物があればこれを除去することになるが、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておくと、残存歯に悪影響をもたらすだけでなく、かみ合わせが不良となり、前後の歯が傾くなどして、病変により劣化した歯肉に悪影響を及ぼし、咬合性外傷を来すなど歯周疾患を急激に増悪させる危険を生じさせる」ため、「歯周治療の一環として、治療用被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善等を図りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、少なくとも1月以上の長期間をかけて歯肉の改善が図られ」、「再評価検査等により十分な歯肉の改善が得られてことが確認された場合、印象採得、欠損補綴といった最終的治療が行なわれる」（控訴理由書7頁）と主張する。

しかし、P・型治療とP・型治療とは、保険点数算定上の区別にすぎず、両者の違いは、P・型においては「治療計画書」の作成が求められ「適応検査」や「精密検査」の内容について要件が定められている点並びに歯周治療用装置等についてはP・型の場合でなければ保険点数の算定が認められていない点が異なっているだけのことである。P・型治療においても、歯周治療であることには変りはない以上、所定の検査を行ない、歯周初期治療を行ない、再評価により計画的、段階的に治療を実施していくことは当然のことであり、P・型と異なるところはない。

また、検査の結果、「古い冠等の辺縁不適合物があればこれを除去することになるが、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておくと、残存歯に悪影響をもたらすだけでなく、かみ合わせが不良となり、前後の歯が傾くなどして、病変により劣化した歯肉に悪影響を及ぼし、咬合性外傷を来すなど歯周疾患を急激に増悪させる危険を生じさせる」ことはP・型の治療を行なっている場合に限られることなく、P・型治療においても全く同様である。したがって、この場合、「被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善等を図りながら、除石その他の歯

周治療を併せて実施し、歯肉の改善」を図っていくことも、再評価により「歯肉の改善が得られたことが確認された場合に」歯冠修復や「欠損補綴といった最終的治療が行なわれる」ことについても、P・型の治療を行なっている場合に限られることなく、P・型治療においても全く同様である。

控訴人は、あたかも、P・型治療とP・型治療とでは被覆冠装着の必要性や治療の進め方が異なるかのごとき主張を行なっているが、これは医療の実態を無視した乱暴な主張と言うほかはない。控訴人は、P・型治療においては、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておいても何ら問題は生じることはないともいえるのであろうか。

ハ 第3に、控訴人は、「歯周治療の一環として、治療用被覆冠を装着し、……少なくとも1月以上の長期間をかけて歯肉の改善が図られる」（控訴理由書7頁）とし、歯周治療用装置は「計画的かつ長期の治療に役立つものであることを前提として」いる（控訴理由書9頁）とする。

しかし、歯周疾患の治療の進展は、病状の程度や患者の努力等によって、千差万別であって、治療の終了まで長期間かかる患者もあれば、短期間で治療を終了する患者もある。したがって、歯周治療用装置の装着期間についても、長期間を要する者もあれば短期間の装着で済む者もあるのであって、「少なくとも1月以上の長期間」の装着が必要であるとか、歯周治療用装置が「長期の治療に役立つものであることを前提として」いると言うことはできない。

また、既述のとおり、歯周治療用装置に保険点数が認められるのはP・型に限られるのであるが、P・型においては、「精密検査」が必要とされている。そして、右「精密検査」の保険点数は「オレリーのプラークスコアが常時20パーセント以下になった場合に」初めて算定することができるとされている（乙第21号証、159頁）。すなわち、P・型治療は、「オレリーのプラークスコアが常時20パーセント以下になった患者」が対象とされるのであり、口腔清掃を適切に行なうことができる患者を対象とするものであるから、比較的早期に治療の進展が得られるのである。かかる点からしても、控訴人の主張は治療の実態を無視した主張と言うほかはない。

控訴人が、かかる主張を行なっている根拠は、証人鴨井が「歯周治療用装置の要件として、1ヵ月から数ヶ月にわたって装着する必要がある」とし、歯周組織の改善に1ヶ月から数ヶ月を要するとする根拠として、「エキスペリメンタル・ジンジバイテス・インマン」（「Experimental Gingivitis in Man」）と題する論文を紹介し、「実験的な歯肉炎というのがデンマークの王立歯科大学でやった例があり」、その実験では「歯肉炎を直すのに2週間から3週間を要している」のであるから「歯肉炎を直すための目安として1ヵ月は必要であると考えている」旨証言している（同人の証人調書52丁表乃至54丁表）点にあると考えられる。しかし、証人鴨井の右証言がなんら根拠のないものであることについては、2000年8月11日付原告準備書面39頁以下で述べたとおりである。

ニ 第4に、控訴人は、暫間被覆冠は、「歯周治療用装置のように、歯周疾患の

積極的治療の一環として用いられるものではなく、歯周治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行なうまでの短期間暫定的に用いられるものである。すなわち、最終的な歯冠修復物やその支台歯を作るまでの間、既存の修復物を除去し、歯を削ったり、型をとったりする処置（印象採得）がなされるが、右処置を行ない、最終的な修復物を入れるまでの短期間、いわば歯に穴があいた状態となり、このままの状態では、見栄えが悪く、また感染等のおそれがあるため、暫定的に被覆冠を装着する処置がとられる。これが暫間被覆冠である。」とする（控訴理由書 8 頁）。

しかし、かかる主張は、算定告示及び 25 号通知に反するものであるとともに、暫間被覆冠と歯周治療用装置の機能を理解しないものとして批判されなければならない。

「算定告示」並びに「二五号通知」は歯周治療用装置として保険点数を算定する要件として、「治療計画書に基づくこと」並びに「残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること」という要件のほかには「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること」という要件を定めているにすぎない。したがって、暫間被覆冠は、「歯周治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行なうまでの短期間暫定的に用いられるものである」との要件など存在しないばかりか、「最終的な治療としての『歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間』に行なわれ」た場合には、控訴人の主張とは異なり「歯周治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行なうまで」の間に装着された被覆冠についても歯周治療用装置として保険点数の算定を認めているのである。したがって、控訴人の主張は、算定告示及び 25 号通知に反するものであると言わなければならない。

また、既述したように、歯周治療用装置であれ、暫間被覆冠であれ、その機能及びこれらを装着する主たる目的は、被覆冠を装着することによって歯の機能と形態を回復させ、これにより残存歯への悪影響を防止するとともにかみ合わせの不良を是正し、あるいは感染症を防止することであり、2 次的には、被覆冠の装着により歯の機能を回復することによって歯根膜に刺激を加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態を回復することによって歯肉に対する食物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資するという機能並びに審美性を保持するという機能も併せ有しているのであって、その機能において同一であり、また、歯の欠損等が生じた場合に装着される点においても、外観や材質においても同一のものなのである。したがって、保険点数が算定される被覆冠を歯周治療用装置と呼び、保険点数が算定されない被覆冠を暫間被覆冠と呼んでいるにすぎないのであって、「見栄えが悪く、また感染等のおそれがあるため、暫定的に装着される被覆冠が暫間被覆冠である」とする控訴人の主張は、暫間被覆冠と歯周治療用装置の機能を理解しないものと言わなければならない。

二 「歯周治療用装置の点数算定要件の解釈」における控訴人の主張について

1 「『治療計画書に基づき』との要件」に関する控訴人の主張について

控訴人は、「治療計画書に基づき」とは、「その字義どおり、適応検査、精密検査後に作成される治療計画書自体に、歯周治療用装置の装着予定が明記されなければならないことを意味する」旨主張する（控訴理由書9頁）。

しかし、算定告示及び25号通知は、「治療計画書に基づき」と規定しているにすぎず、「治療計画書自体に、歯周治療用装置の装着予定が明記される」べきことまでは要求していない。のみならず、治療計画書とは、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう」（昭和60年2月18日保険発第11号）とされているものの、その記載については、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよい」（甲第11号証 デンタルダイヤモンド増刊号 VOL.15 NO.9 P17）とされ、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないものであること、また、実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが簡潔な記載を行う様式が採用されており具体的な処置内容を詳細に記載する様式とはなっていないこと、甲第14号証における治療計画書の具体的な記載例においては、歯周治療用装置の記載は存在しておらず、単に「Cr」（铸造冠）と記載されている（したがって、铸造冠の装着が予定されている以上、当然に暫間被覆冠〔歯周治療用装置〕の装着も予定されている症例であると言えることができる）に過ぎないにもかかわらず歯周治療用装置の請求が行なわれており、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解されるものについては「治療計画書」に基づくものとして保険点数が認められていること、さらに甲第11号証303頁以下では、歯周治療用装置を治療計画書の作成以前に装着した症例であるにもかかわらず診療報酬の請求が行われており、算定告示が治療計画書を作成する以前の段階で装着した歯周治療用装置の診療報酬請求を認めているのは、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくとも、カルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性を理解することができるからにほかならず、算定告示が、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくともカルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解される場合については診療報酬請求を認めている以上、治療計画書の記載それ自体から歯周治療用装置の必要性が理解される場合について診療報酬が認められるべきことは当然のことと言わなければならないことについては、2000年8月11日付原告準備書面31頁以下において詳細に述べているとおりである。

2 「『最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間』との要件」に関する控訴人の主張について

控訴人は、「歯周治療用装置は、歯周初期治療の段階で装着されるのが常識であり」、「初期治療後に装着する場合であっても、少なくとも、その装着後さらに長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられなければならない」とし、これに対し「暫間被覆冠は、歯冠修復の最終的治療が完了するま

での暫時の間、既存の修復物を除去した歯を被覆、補綴するための処置であり、その目的は感染防止、歯の審美性保持にあり、「その装着後間もなく最終的処置等がとられたような場合は、当該被覆冠は暫間被覆冠にほかならず、歯周疾患治療のためになされた処置とは評価し得ない」とする（控訴理由書9頁、10頁）。

しかし、「歯周治療用装置は、歯周初期治療の段階で装着される」という常識など存在しておらず、歯周治療用装置はその必要に応じて装着されるものであって、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。控訴人は、自らの主張を裏付ける資料として乙第18号証や同第19号証を提出しているが、これらは、控訴人の主張とは逆に、歯周治療用装置は初診の段階から最終治療の段階に至るまで装着することができる（必要がある）としており、歯周治療の早期の段階でのみ装着すべきものとはしていないのである。さらに、算定告示及び25号通知は「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行なう被覆冠又は床義歯をいう」と述べて「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着されたものについて保険点数を認めており、控訴人が主張するように「歯周治療の早期の段階で」装着された場合のみ保険点数を算定できるとはしていない。加えて、現在歯周治療用装置に関する算定告示は変更されており、歯周治療用装置について保険点数が認められるのは、歯周外科手術を行った場合に限られることとなった。つまり、歯周治療の早期の段階で歯周治療用装置を装着しても保険点数は算定されず、歯周外科手術の段階で装着された場合にのみ保険点数が認められることとされている。これは、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」として歯周治療用装置を装着する時期を広く認めていた取扱いを大幅に制限し、歯周外科手術の段階に限ることにしたものである。そしてこのことは、歯科治療上、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではなく、歯周外科手術の段階でも装着されるものであることを示すとともに、「歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着することは医学常識である」との控訴人の主張が根拠のない主張であることをも示すものである。

また、「初期治療後に装着する場合であっても、少なくとも、その装着後さらに長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられなければならない」とする点については、既に述べたように、歯周疾患の治療の進展は病状の程度や患者の努力等によって千差万別であって、治療の終了まで長期間かかる患者もあれば、短期間で治療を終了する患者もあるのであり、したがって、歯周治療用装置の装着期間についても、長期間を要する者もあれば短期間の装着で済む者もあるのであって、「その装着後さらに長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられなければならない」とする根拠は全くない。のみならず、算定告示及び25号通知は「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着された被覆冠について歯周治療用装置としての保険点数の算定を認めているのであり、「その装着後さらに長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられなければならない」とはしていない。した

がって、控訴人の主張は全く根拠がないというだけではなく、算定告示及び25号通知の定める要件以外の要件を付加するものとして批判されなければならない。

さらに、暫間被覆冠は、その主たる目的が被覆冠を装着することによって歯の機能と形態を回復させ、これにより残存歯への悪影響を防止するとともにかみ合わせの不良を是正し、あるいは感染症を防止することであり、2次的には、被覆冠の装着により歯の機能を回復することによって歯根膜に刺激を加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態を回復することによって歯肉に対する食物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資するという機能並びに審美性を保持するという機能も併せ有しているのであって、その機能においても歯周治療用装置と同一であり、また、歯の欠損等が生じた場合に装着される点においても、さらには外観や材質においても歯周治療用装置と異なる点はないのであって、「暫間被覆冠は、歯冠修復の最終的治療が完了するまでの暫時の間、既存の修復物を除去した歯を被覆、補綴するための処置であり、その目的は感染防止、歯の審美性保持にあ」とする控訴人の主張は失当である。

また繰り返し述べているように、算定告示及び25号通知は「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着された被覆冠について歯周治療用装置としての保険点数の算定を認めているのであり、「その装着後間もなく最終的処置等がとられたような場合には、保険点数を算定しない」とはしていないのであるから、「その装着後間もなく最終的処置等がとられたような場合には当該被覆冠は暫間被覆冠にほかならず、歯周疾患治療のためになされた処置とは評価し得ない」とする控訴人の主張は全く根拠がないというだけではなく、算定告示及び25号通知の定める要件以外の要件を付加するものとして批判されなければならない。

3 「『残存歯の保護と咬合の回復のため』との要件」に関する控訴人の主張について

控訴人は、「『残存歯の保護と咬合の回復のため』とは、辺縁不適合物除去後、歯をそのままの状態にして長期間にわたる歯周治療を実施した場合、かみ合わせが悪く、また、前後の歯が傾斜するなど歯周疾患の状態をかえって悪化させる要因となることから、そのような状態を防ぎ歯周治療の効果をあげることに、すなわち、当該被覆冠が、長期にわたる歯周疾患の積極的治療処置の一環として用いられたことをいうと解される」とし、「したがって、当該被覆冠装着後、治療計画に基づき、長期にわたり歯周治療のための積極的処置が継続されているような場合には当該被覆冠はそのような積極的治療処置の一環と評価し得る」が、「これらの処置が既に完了し、支台築造や歯冠形成といった最終的処置のみが残された段階で装着された被覆冠は、歯周疾患治療を直接の目的とするものではなく」「独立した点数評価をすべきではない」とする（控訴理由書10頁、11頁）。

しかし、既に述べたように、歯周疾患の治療の進展は、病状の程度や患者の努力等によって、千差万別であり、歯周治療用装置の装着期間についても、長期間を要する者もあれば短期間の装着で済む者もあるのであって、歯周治療用装置が長期に

わたって装着されなければならないとする理由はない。また、歯周治療の積極的処置として行なわれるものは、除石、プラークコントロール、手術等であり、歯周治療用装置は、被覆冠の装着により歯の機能を回復することによって歯根膜に刺激を加え廃用性萎縮を防ぐとともに、歯の形態を回復することによって歯肉に対する食物と歯ブラシによる刺激を加えることが可能となり、歯肉の血液循環を促し本来の歯周の状態の回復が期待でき、歯周治療にも資するという点で、あくまでも二次的な機能として歯周治療的效果を期待できるととどまるのであり、この点では暫間被覆冠においても異なるところはない。したがって、「当該被覆冠装着後、治療計画に基づき、長期にわたり歯周治療のための積極的処置が継続されているような場合には当該被覆冠はそのような積極的治療処置の一環と評価し得る」が、「これらの処置が既に完了し、支台築造や歯冠形成といった最終的処置のみが残された段階で装着された被覆冠は、歯周疾患治療を直接の目的とするものではなく」「独立した点数評価をすべきではない」とする控訴人の主張は理由がなく、「残存歯の保護と咬合の回復のため」という要件は、文字どおり「残存歯の保護と咬合の回復という目的」で装着されることを要しそれで足りるというべきである。また、控訴人の主張は、「算定告示」並びに「25号通知」の定める歯周治療用装置に保険点数を算定する要件に全く新たな要件を付加するものであるが、「算定告示」並びに「25号通知」に基づいて保険点数の算定を行なう担当係官が「残存歯の保護と咬合の回復のため」という要件に控訴人の付加する要件を加味して算定を行なうことなど不可能なことであって、かかる点においても控訴人の主張が失当であることは明らかである。

なお、控訴人は「支台築造……といった最終的治療処置のみが残された段階で装着された被覆冠は……一連の最終的治療の一環としてその点数評価に含めて取扱われるべきであり、独立した点数評価をすべきものではない」とする（控訴理由書10頁、11頁）が、メタルコア（歯の支台となる築造物）の印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできず、したがってメタルコアの印象採得後に装着された被覆冠も歯周治療用装置として保険点数が算定されること、並びに暫間被覆冠や歯周治療装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれるものでないことについては、2000年8月11日付原告準備書面15頁以下、同26頁以下において述べているとおりであり、支台築造の段階に入ろうとしている時点においては、歯周治療用装置として独立して点数の算定が認められないかのごとき控訴人の主張は失当である。

三 「本件各被覆冠の歯周治療用装置非該当性と原判旨の誤り」における控訴人の主張について

1 控訴人は、控訴理由書11頁以下において、歯周治療用装置に関する保険点数の算定要件毎に原判決を批判している。

しかし、控訴人の批判は、いずれも、算定告示及び25号通知の定める歯周治療用装置の要件について独自の解釈を施さないしは新たな要件を付加した上で要件

を論じ、かかる独自の解釈や新たに付加した要件に基づいて、原判決を批判しているものであり、被控訴人は、右解釈等に対しては既に批判・反論を行なっているところであるので、ここでは逐一反論を行なわないこととし、以下に述べる諸点についてのみ反論を行なうに止める。

2 控訴人は、「治療計画書に基づき」とは、「歯周治療用装置の装着の予定が、治療計画書に明記されていることを要する」として、原判決を批判する。

しかし、かかる解釈並びに主張が失当であることについては、既に述べたとおりである。

また、治療計画書は簡潔な記載を行うことで足りるとされ、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができる場合には、歯周治療用装置装着の処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬請求（保険点数の算定）が認められるべきであり、また実際にも認められてきたものであること、本件においては「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができるものであり、本件歯周治療用装置の装着は「治療計画書に基づく」ものというべきであることについては2000年8月11日付原告準備書面28頁以下、同31頁以下において述べているとおりである。

なお、被控訴人は、本件で問題となっている歯周治療用装置の外、A子患者については平成7年5月24日に、B子患者については平成7年5月8日、5月30日並びに6月23日に、それぞれ歯周治療用装置を装着したとして控訴人に対し保険請求を行ない、控訴人は点数を算定の上支払を行なっている。控訴人が右各歯周治療用装置について保険点数を算定しているのは、「治療計画書」が作成されていること並びにその「治療計画書」が算定告示及び25号通知の定める「治療計画書に基づき」との要件を満たしていることを認めていたからにほかならない。全く同じ「治療計画書」に基づいて請求しているにもかかわらず、右各歯周治療用装置については「治療計画書に基づき」との要件を満たさずとし、本件各歯周治療用装置については要件を満たさないと主張するのは、背理であると言うほかはない。

3 控訴人は、25号通知も「実施予定の療法」を治療計画書に記載すべきものとしている」とし「歯周治療用装置の装着予定も当然に『実施予定の療法』に含まれるから、歯周治療用装置の装着予定を治療計画書に記載しなくてよいとは到底いえない」とする（控訴理由書12頁）。

確かに、25号通知は「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう」（乙第21号証160頁）と規定している。

しかし、かかる規定によると、これでは予測に基づいてカルテを記載すべきことを求めるに等しく、医師においてかかる規定に従って治療計画書を作成することは不可能事であったため、P・型治療は敬遠されほとんど行なわれなかった。そのため、運用において治療計画書の記載内容を緩和することとされ、その記載については、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとられることなく、

カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになっ」（甲第11号証 デンタルダイヤモンド増刊号 VOL.15 NO.9 P17）たのである。

その結果、治療計画書に個々の具体的な処置内容や「実施予定の療法」を記載する必要はないとされ、実際に用いられた治療計画書の様式もそのほとんどが、簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な処置内容や「実施予定の療法」を詳細に記載する様式とはなっていない（甲第11号証乃至14号証）。なお、この点については、2000年8月11日付原告準備書面27頁以下において詳細に述べているところである。

4 控訴人は、「実務上の取扱いの一部には、必ずしも治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくとも『治療計画書に基づき』との要件該当性を認める運用が存したことは否定し得ないようである」と認めながら、「しかしながら、同運用は、少なくとも、カルテの記載等や実際の診療経過に照らし、当該被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況にある場合には、必ずしも治療計画それ自体には明記がなくとも『治療計画書に基づく』治療と認めるというものであって、かかる客観的状況がないにもかかわらず同要件の充足性を認めるような運用が存したわけではない」とし、「本件の場合、カルテの記載等や実際の診療経過に照らしても、本件各被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況はおよそ見出し難い」とする（控訴理由書13、14頁）。

控訴人のいう「カルテの記載等や実際の診療経過に照らして、当該被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況」なるものが如何なる状況を意味するのか必ずしも明らかではなく、また、控訴人の主張するような運用が行なわれていたとは到底措信し難い。

仮に、控訴人の主張するような運用が行なわれていたとしても、本件においては、「カルテにおける治療計画書の記載から本件各歯周治療用装置の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況」が存在していたものいうことができる。即ち、本件治療計画書には治療計画の予定内容として、A子患者については「除石」（「除石〔スケーリング〕」とは、歯面に付着している歯垢や歯石等の沈着物を除去することを言う）と「RCT」（「RCT」とは、歯の根管の治療を意味する）とが、B子患者については「除石」と「ブリッジの装着」とが記載されている。そして、「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきものである。「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、「歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査→メンテナンス」であり、また、「RCT」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は「古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠（歯

周治療用装置)の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンス」であり、「ブリッジの装着」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は「古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンス」である。したがって、本件においては、「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解するものであり、したがって、暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着についても治療計画書上当然予定されているものと認められるべきであって、本件においては、「カルテの記載等に照らして、本件各被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況」が存在しているものというべきであり、本件各歯周治療用装置の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

なお、甲第11号証の症例では、3月1日に初めて診察を受け、3月3日には歯周治療用装置が装着されている。カルテ上では、治療計画書に「P除石」と「Pソウハ」の記載がある以外には「被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況」など存在していない。したがって、治療計画書の「P除石」と「Pソウハ」という記載で「治療計画書に基づく」という要件を満たしていると判断されたものとしか考えることができない。

5 控訴人は、「そもそも、歯周治療用装置も暫間被覆冠も、病んだ歯に被覆冠を装着する行為であり、使用する素材や外観にも大差があるわけではなく、外形的に見る限り、医療処置としての差異はほとんどない」とし、「それにもかかわらず、両者の点数算定方法に顕著な差異があるのは」次の理由によるとする。すなわち、「歯周治療用装置に高い点数が算定されているのは、歯周組織を維持、改善し咬合を回復するという積極的治療を目的としており、その後に長期にわたる除石その他の歯周治療、再評価検査を行なうことを予定していることから、かかる治療を奨励するという医療政策的意図に基づくものである」。これに対して、暫間被覆冠は、「既存の修復物除去時から最終的治療としての歯冠修復時までの間、当該歯部が穴の開いた状態になるため、主として歯の審美性の保持、細菌感染防止のための暫定的処置として被覆冠を装着することが不可欠であり、「最終的治療としての歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の点数算定においては、その一環として暫間被覆冠等の処置が取られることを見込んで当該処置の点数を含む相応の点数が算定されているため、暫間被覆冠それ自体については独立した処置としての点数を算定しないこととした」とする。そして、「当該処置が歯周治療用装置に当たるか、暫間被覆冠に当たるかを客観的に判定するためには、両者の外形に

差異がなく当該処置自体による区別が困難であることから、当該処置自体を対象とするのではなく、その後に治療計画書に基づき長期にわたる歯周組織の維持、改善のための積極的治療がなされているか、その後間もなく最終的治療である歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置がとられているかにより区別すべきことになる」とする（控訴理由書15頁、16頁）。

しかし、「歯周治療用装置も暫間被覆冠も、病んだ歯に被覆冠を装着する行為であり、使用する素材や外観にも大差があるわけではなく、外形的に見る限り、医療措置としての差異はほとんどない」ことから、何故、「当該処置が歯周治療用装置に当たるか、暫間被覆冠に当たるかを客観的に判定するためには、当該処置自体を対象とするのではなく、その後に治療計画書に基づき長期にわたる歯周組織の維持、改善のための積極的治療がなされているか、その後間もなく最終的治療である歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置がとられているかにより区別すべきことになる」という結論が導きだされるのであろうか。歯周治療用装置と暫間被覆冠の区別が困難であるからこそ、区別のための明確な基準が必要とされ、そのために「算定告示」並びに「25号通知」が、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること、の3要件を歯周治療用装置として保険点数を算定する要件として定めているのであって、そうである以上、両者の区別は当該被覆冠が右3つの要件を満たすものであるか否かによって判断されることとなるはずである。控訴人の主張は、自らに有利な結論を導くために、「算定告示」並びに「25号通知」の定める3要件を敢えて無視し、これと異なる要件を定立しようとするものであって、極めて不当である。

なお、歯周治療用装置も暫間被覆冠も、歯の欠損等が生じた場合に装着され、また外観においても材質においても同一のものであり、その機能においても同一であって、保険点数が算定される被覆冠を歯周治療用装置と呼び、保険点数が算定されない被覆冠を暫間被覆冠と呼んでいるにすぎないこと、このように、両者が、歯の欠損等が生じた場合に装着され、また外観や材質等においても同一であることから、両者を区別するための要件、即ち歯周治療用装置として保険点数を認めるための要件が明確に定められることが必要となり、「算定告示」並びに「25号通知」が、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること、の3要件を歯周治療用装置として保険点数を算定する要件として定めていること、したがって、当該被覆冠が歯周治療用装置として保険点数が算定されるか否か、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」として歯冠修復及び欠損補綴物の所定点数に含まれる」ことになるか否かは、当該被覆冠が右3つの要件を満たすものであるか否かによって判断されることとなることについては、既に第3、一において述べたとおりである。また、歯周治療用装置については独立して点数が算定され、暫間被覆冠については「歯冠修復及び欠損補綴物の所定点数に含まれる」とされる趣旨、理由についても、既に第3、一において述べ

ているとおりである。

6 控訴人は、「算定告示」並びに「25号通知」が文言上「歯周治療装置を歯周治療の早期の段階で装着されたものには限定していないことについては認めながらも、「被控訴人が、歯周治療用装置の装着を計画予定していたとすれば、本件各被覆冠装着の後に長期にわたる歯周組織の維持改善のための治療がなされていたはずである」とする（控訴理由書17頁）。しかし、かかる主張が失当であることについては既に述べたとおりである。

また、控訴人は、本件被覆冠装着後において歯周治療を継続的に行なった形跡が全く伺えない旨主張するが（控訴理由書17頁）、被覆冠装着後において歯周治療を継続的に行うことは歯周治療用装置として点数が算定されるための要件とはされていない。のみならず、A子患者について本件歯周治療用装置を装着した6月6日以降、被控訴人は、6月12日、6月13日、6月23日と歯槽膿漏の治療（P処JG）を実施しており、B子患者についても、本件歯周治療用装置を装着した7月4日並びに7月12日以降、被控訴人は、7月19日、7月28日、8月1日と歯槽膿漏の治療（P処JG）を実施し、8月1日には歯周疾患指導管理をもおこなっているのであって、歯周治療を継続的に行なっているのである。

さらに、控訴人は、A子患者について、「最終的治療の一環であるTEK（暫間被覆冠）を複数回付け替えた後、被控訴人が歯周治療用装置と称する本件被覆冠を装着しており、同被覆冠が歯周治療の必要性が乏しい状況で用いられたものであることが明らかである」と主張する（控訴理由書17頁）。しかし、被控訴人がA子患者に用いた右TEK（暫間被覆冠）は、根管治療を行なっている間に装着していたものであって最終的治療の一環として装着したものではない。また、根管治療を行なっている間に装着していたものであったことから、被覆冠を根管で支持することができず、きちんと装着することが困難であったことから咬合の回復を図ることはできず、歯周治療用装置としての要件を満たすものでなかったことから、保険の請求を行っていないものである。したがって、「最終的治療の一環であるTEK（暫間被覆冠）を複数回付け替えた後、被控訴人が歯周治療用装置と称する本件被覆冠を装着しており、同被覆冠が歯周治療の必要性が乏しい状況で用いられたものであることが明らかである」との批判は全く当たらない。

7 控訴人は、「歯周治療用装置を装着するのは、未だ歯周疾患が改善せず、長期にわたり咬合性疾患などを予防しながら同疾患に対する治療を継続する必要があるからであり、最終的治療をなすべき段階ではないからである」とし、これに対して「メタルコアの印象採得を行なうのは最終的治療である歯冠修復物を作成するためであるから、既に歯周疾患に対する治療を終え、最終的治療をなすべき段階にあるからであり」、そうすると、「両者を同時に行なうということは治療処置として背理である」とする（控訴理由書15頁、16頁）。

しかし、歯周治療用装置に保険点数が認められるための要件として、「長期にわたり咬合性疾患などを予防しながら同疾患に対する治療を継続する必要がある」とは要求されていない。また、メタルコアは歯冠修復物の土台となるものであり、

歯冠修復物ではないのであるから、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできない。したがって、メタルコアの印象採得は、「最終的な治療としての歯冠修復」の前段階に当たる行為であって、最終的な治療の段階には未だ至ってはいない。そのため、歯周疾患が完治には至っていませんとも、メタルコアの印象採得を行なうことができる程度には歯肉の状態が改善していることはありうることであり、この場合、メタルコアの印象を採得するとともに歯周治療用装置を装着し、歯周治療を続けながら歯肉の状態が改善した時点で「最終的な治療としての歯冠修復」に着手するということは十分にあり得ることであって、メタルコアの印象採得と歯周治療用装置の装着とを同時に行なうことが治療処置として背理であるとは言えない。

8 控訴人は、「歯肉等に若干の炎症等が残存していることが確認されたが、炎症等の程度が軽く、最終的歯冠修復物を装着してもよい程度であった場合には、メタルコアの印象採得後、暫間被覆冠を装着し、その後の歯冠修復までの間に併せて軽度の炎症に応じた治療処置をすればよし」「したがってこの場合歯周治療用装置は要しないことになる」とする（控訴理由書21頁）。

しかし、メタルコアは歯冠修復物の土台となるものであり、歯冠修復物ではないのであるから、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできないことは既に述べたとおりである。なお、この点は、甲第14号証からも明らかである。すなわち、甲第14号証212頁の診療録には、いずれも左下5番及び6番について、

「10日 メタルコアのための形成imp、

18日 メタルコアset 点数170+190

25日 被覆冠set 点数50×2」

と記載されており、右記載によると、右症例では左下5番及び6番について、10日にメタルコアの印象採得が行われ、18日にはメタルコアがセットされている。そして、25日になって被覆冠（歯周治療用装置）がセットされ歯周治療用装置としての保険請求が行われているのである。右事実は、メタルコアの印象採得やその装着が行われた後に歯周治療用装置の装着が行われた場合であってもなお歯周治療用装置としての保険請求が認められていることを示すものであり、したがって診療報酬の算定においては、第1にメタルコアの印象採得をもって「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできないこと、第2にメタルコアの印象採得後に装着された被覆冠（歯周治療用装置）の費用等はメタルコアの所定の費用に含まれるものでないこと、を示すものと言わなければならない。

このように、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできない以上、控訴人の主張する場合には、歯周治療用装置の装着が許されることになる。ましてや、本件のように、歯肉の状態が「最終的歯冠修復物を装着してもよい程度」には至っていないものの、メタルコアの印象を採得することができる程度には改善されている場合に、メタルコアの印象を採得するとともに歯周治療用装置を装着し、歯周治療を続けながら歯肉の状態が改善

した時点で「最終的な治療としての歯冠修復」に着手するということは十分にあり得ることであるとともに、この場合、メタルコアの印象採得と同時に装着した被覆冠が歯周治療用装置であることも明らかである。

9 また、控訴人は、本件においては、「メタルコアの印象採得時に、A子患者の歯肉の状態がなお歯周治療用装置が必要な状態であったとすれば、印象採得時以降も除石その他の治療処置が継続されたはずであるが、被控訴人はその後何らの歯周治療を施すでもなく、わずか1週間後には銀合金メタルコア装着及び硬質レジン前装冠の歯冠形成といった最終的処置を行なっている」として「A子患者のメタルコア装着時に歯肉の改善が不十分であったとは解し難く、むしろ当該時点では歯肉の状態が長期間の積極的治療を要しない程度にまで改善されていた」と見るのが相当であるとする（控訴理由書21頁）。

しかし、繰り返し述べているように、メタルコアの印象採得時において、A子患者の歯肉の状態はメタルコアの印象採得を行なう程度には改善されていたことから、メタルコアの印象採得を行なうとともに歯周治療用装置を装着し、その後歯周治療を続けながら歯肉の状態が改善した時点で「最終的な治療としての歯冠修復」に着手したものである。控訴人は、被控訴人がメタルコアの印象採得後何らの歯周治療を施していないとするが、本件歯周治療用装置を装着した6月6日以降、被控訴人は、6月12日、6月13日、6月23日と歯槽膿漏の治療（P処JG）を実施しており、被告の主張は事実と反するものである。

10 控訴人は、「咬合の回復と残存歯の保護のため」という要件に関して、「『咬合の回復と残存歯の保護のため』とは、歯周疾患改善のため長期にわたり、歯肉等に対し積極的治療をなす目的で被覆冠が用いられることを意味している」とし、A子患者についてもB子患者についても、歯周治療用装置による積極的治療を要する状態であったとは言えない」とする（控訴理由書23頁）。

しかし、「残存歯の保護と咬合の回復のため」という要件は、文字どおり「残存歯の保護と咬合の回復という目的」で装着されることを要しそれで足りるというべきであること、並びに控訴人の主張は、「算定告示」並びに「25号通知」の定める歯周治療用装置に保険点数を算定する要件に全く新たな要件を付加するものであるが、「算定告示」並びに「25号通知」に基づいて保険点数の算定を行なう担当係官が「残存歯の保護と咬合の回復のため」という要件に控訴人の付加する要件を加味して算定を行なうことなど不可能なことであって、かかる点においても控訴人の主張が失当であることは明らかであること、については既に述べたとおりである。

また、控訴人は、A子患者に関して、「本件被覆冠の装着時点で、除石等の歯周治療は既に終了し、最終的治療の一環であるTEK（暫間被覆冠）が装着されるなどしている」とする（控訴理由書22頁）が、この点については、第3、三、6において反論しているとおりでである。

11 控訴人は、本件被覆冠について、歯周治療用装置として点数を算定することは二重評価となるとする。

しかし、本件被覆冠は、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれているものであって、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」には該当せず、一連の最終的な治療の点数に含まれて評価されているものではない。

また、本件被覆冠が、メタルコアの所定点数に含まれるものでないことについては、2000年8月11日付原告準備書面15頁以下、26頁以下において述べているとおりである。

よって、控訴人の主張は失当である。